

# 清朝末期における体操科教員養成機関に関する一考察 —直隸音楽体操伝習所を中心として—

尚 大 鵬  
(2002年9月30日受理)

A Study on the training of instructors for the course of gymnastics at the end of Qing dynasty, China  
—A case study of the Training Center for Music and Gymnastics, Zhili Province—

Shang Dapeng

With the development and spread of modern education and the construction of some institutes implementing the training of instructors for physical culture at the end of Qing Dynasty, the training of instructors for physical culture in China was invoked. The Training Center for Music and Gymnastics in Zhili Province, one of the famous institutions in the period, featured with providing instructors in music and gymnastics. This training center showed comparatively outstanding in terms of education content, facilities arrangement and students management. Therefore, we could get image of training of instructors for physical culture at the end of Qing Dynasty by analyzing the training center.

Key words: Zhili Province, course of gymnastics, training center, training of instructors  
キーワード：直隸省、体操科、伝習所、教員養成

## I. はじめに

中国における体育教員養成は清末の近代教育の普及に伴った体育教員養成機関の設置に始まる。この時期の体育教員養成機関は師範学堂に附設された体操専修科と体育（体操）専科学堂が主流であったことがよく知られている。しかし、伝習所という名称の教員養成機関も体育教員を養成したのである。その一例として、本論は直隸音楽体操伝習所を取り上げる。伝習所という名称を巡ってその形成経緯と、伝習所の名称のもと、行われた教育活動を、直隸音楽体操伝習所の実例分析を通じて明らかにするのが本研究の目的である。

清末の体育教員養成機関に関する先行研究<sup>1)</sup>は機関名とカリキュラムに留まっており、その具体的な教育活動や施設・設備及び学生の質などに触れていない。また、清末の体育教員を速やかに養成するため、体育教員養成機関に粗製濫造のものが多かったことが先行研究で指摘されている<sup>2)</sup>。このように、体育教員養成機関の教育内容に関する具体的な研究が行われていな

いため、この時期の体育教員養成機関の実像が不明となっている。

そこで、本論では先行研究に言及されていない直隸音楽体操伝習所を取り上げ、その形成経緯や教育活動、施設・設備など多方面から考察する。これを通じて清末の体育教員養成機関の実像が明確にさせると思われる。また音楽と体操を兼任した「音楽体操教員」の形成にも注目してゆく。特に明治日本の教育界が、清末体育教員養成において、制度形成や実践活動などの面に大きな役割を果たしたことについて注意する必要があろう。

## II. 体操科教員養成の開始

1904年、「日本型」学校制度と言われる「奏定学堂章程」が公布され、はじめて近代学校のシステムが導入された。それ以後、小学堂から大学堂にいたるまでの学校を系統的に設立し、普及させるための努力が全国的規模で展開された。生徒数と学堂数の急激な増加により、それに要する教員の不足が深刻な問題になっ

た。教員、ことに初等学校教員の養成が焦眉の急であつた。それを解決するため、清朝政府は、日本への速成師範留学生的派遣や日本人教習の招聘を始めた。その一方、自國で教員養成に取り組むことにも着手した。体操科教員の養成は、このような背景のもとに制度と実践の二つの面からの模索が始まった。体操科教員養成に関する最初の議論は、1903年に『教育世界』に掲載された「各省設体操伝習所議」<sup>3)</sup>といえる。この文書は羅振玉の名で発表されているが、原著者は、中国教育近代化のための具体的方策を研究した日本人の藤田豊八である<sup>4)</sup>。この文書では、体操伝習所の設置について次のように述べている。

国民精神の発達は必ず国民身体から始まり、身体の発達は必ず体操と衛生から始まる。衛生についてはここではおいておき、ただ体操のみ言う。体操教習の養成こそ第一義である。そして省都ごとにまず体操伝習所を設け、大寺院を練習所とし、陸軍の卒業者が教習となって、識字且つ文理に通じる身体強健の人を学生とし、普通体操と兵式体操を教える。教育期間は一年とし、卒業後各府・州・県の体操伝習所の教員に充当する。各府・州・県の伝習所は省都と同様に一年の教育期間、小・中学堂体操教習を養成する

この文書は、小・中学堂の体操科教員を特別に養成しようという内容である。藤田は専科としての体操科教員養成を提案した後、体操伝習所が何ヵ所か設置された。例えば、杭州教育会が経営した体操講習所の課程は、徒手体操・器械体操・兵式体操の三種類があり、図画、唱歌も教えていた<sup>5)</sup>。また、羅振玉と藤田豊八は1905年に江蘇師範学堂に修業期間6ヶ月の体操専修科を開設し、小学堂の体操及び手工、音楽教習を養成した。体操専修科の教科目は倫理・教育・生理・体操（普通体操、兵式体操）・手工・音楽であった<sup>6)</sup>。ここで注目すべきことは、体操専修科の教員養成は体操科だけではなく、手工科と音楽科も含んでいたことである。

羅振玉と藤田豊八の教育活動に続いて、江蘇師範学堂の体操専修科が開設された翌1906年4月、学部より「各省師範学生の定員増広」<sup>7)</sup>という通達が將軍・總督・巡撫に出された。体操科教員養成について、修業年限5ヶ月の体操専修科を師範学堂に附設し、体操・遊戲・教育・生理・教授法を教え、各校定員100名、小学堂の体操科教員を養成する目的であった。この通達内容は恐らく江蘇師範学堂体操専修科をモデルしたものである。このように中国における体育教員養成の

最初の法令は羅振玉と藤田豊八の教育活動と繋がっているだろう。

### III. 直隸音楽体操伝習所

上述した体操科教員養成の通達の下に、体操科教員養成機関が省ごとに一ヵ所に設置された。直隸省における体操科教員養成機関は直隸音楽体操伝習所であった。

直隸音楽体操伝習所（以下伝習所という）は1908年5月に直隸提学司により設置された。天津学務公所の後院を校舎として、学務公所の集会館を雨天練習場として利用した<sup>8)</sup>。この伝習所は、直隸提学司が直轄するもので、公立的な性格を持つ。伝習所の教育活動は「直隸提学司附設体操音楽伝習所規則」<sup>9)</sup>によって実施された。この規則は職員から学生まで、講堂から洗面所まで、また賞罰などを合計21章129条から成り、詳細に規定されていた。その各章は次のようである。

#### 直隸提学司附設体操音楽伝習所規則

- 第一章 職員服務細則（第2－第27条）
  - 管理員（第2－第26条）
  - 司事員（第27条）
- 第二章 教員之職司（第28－第32条）
- 第三章 伝習生編制（第33－39条）
- 第四章 伝習生通則（第40－第52条）
- 第五章 会議規則（第53－56条）
- 第六章 礼堂規則（第57－59条）
- 第七章 講堂規則（第60－65条）
- 第八章 操場規則（第66－72条）
- 第九章 鐘点表
- 第十章 閱報室規則（第73－74条）
- 第十一章 自習室規則（第75－77条）
- 第十二章 寝室規則（第78－83条）
- 第十三章 休憩室規則（第84条）
- 第十四章 応接室規則（第85－86条）
- 第十五章 食堂規則（第87－93条）
- 第十六章 浴室規則（第94－97条）
- 第十七章 盥洗所規則（第98－101条）
- 第十八章 通伝習所規則（第102－103条）
- 第十九章 賞罰規則（第104－119条）
- 第二十章 約束規則（第120－124条）
- 第二十一章 号房規則（第125－129条）

伝習所の教育活動はこのような厳格な管理制度のもとに行われた。次に、職員構成、教育活動、学生の質と人数、経費および施設・設備の面から伝習所の具体

像を明らかにする。

### 1. 職員構成

直隸音楽体操伝習所の成員は、主に管理員と司事員と教員および学生により構成されている。伝習所の管理員と司事員は提学司により直接に任命される。管理員は伝習所の責任者であり、いわば所長あるいは校長に当たる。管理員の仕事は、学務管理と学生管理と経費管理および教員管理などを担当する。そのほかに、管理員と司事員に対して日本語能力を持つことも要求された。すなわち管理員と司事員は、同時に日本語の通訳も兼ねることを示している<sup>10)</sup>。なぜかというは、教員の半分ぐらいが日本人教習であったからである。司事員は伝習所の施設・設備と文書を管理し、また管理員よりも司事員が教員の通訳を主に担当した。直隸音楽体操伝習所の職員構成は以下の通りであった<sup>11)</sup>。

管理員 李偊	寧河出身 東京音楽学校卒業
司事員 王定保	宣華出身 東文儲材所卒業
教 員	
村岡詳太郎	東京音楽学校卒業
張玉斌	天津体育会及び音楽学校卒業
齊藤伝寿	日本体育会体操学校卒業
王承	天津英文館卒業

このように、直隸音楽体操伝習所には、留日帰国学生一人と日本人教師二人がいて、日本式教育が行われていたと思われる。伝習所教員に日本人が多かった原因は当時の学部二等諮議官であった羅振玉の「教育計画草案」<sup>12)</sup>に認められる。羅はこの「草案」に次のように述べている

師範教習は日本の大学などの高等教育機関の卒業者に担任させ、日本の師範学校卒業生およびそれと相当する学歴を持つ中国人を助手とする。体操科教習は日本の師範学校卒業生に担任させ、学歴が相当でない者が任命させることを許さない

この草案が直隸音楽体操伝習所の教員構成の根拠となつたと考えている。

### 2. 教育活動

規則によって、直隸音楽体操伝習所は音楽教員と体育教員の養成を目的としていた。その課程内容は音楽

科目と体操科目の二つの部分により編成されている。

科目と授業時間数は表1の通りである。

伝習所はこれらの科目に必要な教材教具も整備した。音楽科のは、ピアノ、オルガン、バイオリン、拍節器、中国の笙と笛と管と簫、楽典樂譜などの書籍であった。体操遊戯科のは木銃50個、遊木、鉄棒、木馬、秋千、平行木、啞鈴、棍棒、球竿、木環、豆囊、フットボール、テニス、グラウンド・ボール、ベースボール、縄、旗、木棉制二寸球、帽子、冬・夏体操服と靴であった<sup>14)</sup>。

上述した科目内容と教材教具から見れば、当時の授業内容は、音楽科では中国伝統楽器と西洋楽器および音楽に関する理論知識であり、体操遊戯科では普通体操と兵式体操と各種ボール運動および生理学であったことがわかる。また、体操遊戯の授業時には学生が統一色の体操服に着替え、靴と帽子を着用し、体操授業の開始前には、学生全員が隊列を組んで班長の指令に従って教員に敬礼し、終了時にも同じようにした。

「直隸提学司附設体操音樂伝習所規則」のもとでの伝習所の実際について見てみる。毎年3月から9月までが第一学期、9月から翌年3月までが第二学期であり、二学期制が規定されていた。休暇については、毎日曜日と皇帝誕生日である万寿日およびクリスマス、春分、秋分の日と夏休みの約50日間および正月の20日間と定められた。その他、進歩の遅い学生に対しては、夏休みの期間を利用し補習することもあった。以下は、伝習所の一日の時間割である<sup>15)</sup>。

#### 時間割

6時	起床	洗面	6時50分迄
7時	朝食	散歩	7時50分迄
8時	第一時間目		8時50分迄
9時	第二時間目		9時50分迄
10時	第三時間目		10時50分迄
11時	昼ご飯	散歩	11時50分迄
12時	第四時間目		12時50分迄
13時	第五時間目		13時50分迄
14時	第六時間目		14時50分迄
15時	第七時間目		15時50分迄
16時	散歩		16時50分迄
17時	夕食	散歩	17時50分迄
18時	自習		21時20分迄
21時30分	就寝		

以上から、伝習所では、毎日約6時間の授業と3時

表1. 直隸音楽体操伝習所の授業時間数<sup>13)</sup>

科 目	唱 歌	樂 器	樂 典 音 譜	体 操	遊 戲	生 理	教 授 法	練 習	合 計
週時間数	12	2	2	12	3	1	1	12	45

間半の自習で、課外活動がほとんどなく、厳しい時間管理制度のもとに学生の学習活動が行われたことがわかった。

### 3. 学生の質と人数

学則によって、伝習所は小・中学堂音楽科と体操科の専任教員の養成を目的として、初等科と高等科が設けられ、その修業期間は一年間であった。学生定員については、学則のなかで48人と限定されたが、実際に入学者は70人以上であった。また、学生の入学資格については、年齢は18才から25才までで、必ず漢文によく通じ、体格が健全であること、病気や悪習が無く、聴力・発声・音感・肺活量・視力のすべてよいものが合格できると規定されていた。すなわち、音楽科教員と体操科教員になるため、その専任教員として相応しい資質が要求された。その資質の検定は、入学時の学生身体検査を通じて行われた。表2は71名の学生に対する身体検査結果から10名の結果を示したものである。この10名は、71名の資料出した最初の10名である。以上、身体検査が厳密に行われたことがわかる。一方、学業成績の向上や品行の端正なども目指された。それは伝習所の賞罰規則によって実施された。その賞罰に関する具体的な内容は規則の第19章に次のように規定されている。

#### 第十九章 賞罰規則

第104条 伝習生の賞罰は管理員あるいは教員により認定し、管理員により審査する

第105条 奨励は次の三種類である

##### 一 言語獎励

##### 二 名譽獎励

##### 三 実物獎励

第106条 言語獎励の合格者に対しては管理員および司事員による表彰の言葉を伝習生全員に伝える

第107条 言語獎励者の合格条件

- 一 各科目成績60点以上
- 二 職員に対して礼を失なうことがなく規則違反もないこと
- 三 他の伝習生に対する敬讓
- 四 無断休暇がない

第108条 名譽獎励者に対する表彰は講堂前列に坐らせるあるいは表彰語を提学司に呈し、且つ学生全員に閲覧させること。管理員により奨励する。

第109条 名譽獎励者の合格条件

- 一 一科目の成績が優秀であること
- 二 一生懸命勉強する者
- 三 規則を厳守し、同級生へ協力する者
- 四 堅い志向を持ち、誘惑されないこと

第110条 実物獎励者の奨励は伝習所により図書や文具等で表彰する

第111条 実物獎励者の合格条件

- 一 二科目以上の成績が優秀であること
- 二 学科理論あるいは実技を研究し成果があること
- 三 品行が優秀で他人から尊敬されていること
- 四 数回名譽獎励者になった者

以上は伝習所学生の奨励規則であり、また罰の制度

表2. 直隸學務公所附設音樂體操傳習所取定學生身體檢查表<sup>16)</sup>

項目 姓名	出身	年齡	身長	體重	發聲	聽力	視力	脊柱	胸 囊			齒	肺活量	體格
									常	充	空			
鄭金生	東明	20	164	548	8	常		正	28	28.8	27	不齊	3200	中
李世華	宣化	22	172	655	5	上		同	27.3	28.5	26	齊	2100	強
周煥沅	寧河	18	173	55.1	10	常		正	27	28.3	25.3	齊	3100	中
張亨	深州	20	171	64.7	10	同		同	28	30	27.5		4000	強
倪福保	香河	19	157	54.7	10	同		同	28	29	27.5	齊	3600	中上
岳玉彬	臨城	19	172	65.5	5	同		同	27.2	28.8	26.1	齊	3800	強上
史炳堃	蘆龍	20	161	59.5	10	同		同	27.8	29.5	26	齊	3600	強中
范右功	霸寧	21	170	53	5	左鈍 右常		同	26	27.8	35.5	齊	2700	中
梁玉蕊	吳橋	21	166	50.9	10	常		同	25.5	27	24.8	齊	3600	強下
張秀山	沙河	20	163	73	8	中上		正	30	31.6	25.7	齊	3500	強

については「記録」と「休日禁止」および「除籍」であった。このように、伝習所は厳格的な賞罰規則のもとに学生の学業や品行などの向上を図った。

#### 4. 経費および施設・設備

伝習所は提学司に所属したものであり、その経費は学生の食費を除き、すべてが提学司により支給された。1909年の直隸音楽体操伝習所調査表からみれば、伝習所の年間収入は5122両、支出は5135両であった<sup>17)</sup>。収入は提学司からの支給金と学生が納めた食費であり、支出は主に管理員と司事員と教員の給料および施設・設備の購入費用であった。伝習所の設備については、前述の教材教具以外、授業及び掲示用の黒板、教員・学生用机椅子、カーテン、敷き布団、シーツ、食器、応急薬品などがすべて用意されてあった。施設には、礼堂・講堂・体操場・閲覧室・自習室・宿舎・休憩室・応接間・食堂・浴室・洗面所などがあった<sup>18)</sup>。また各施設に応じて管理規則も詳細に制定された。例えば、自習室の規則については、伝習所規則の第75条から第77条まで次のように規定されている。

第75条 每日の授業、散歩、就寝以外の時間はすべて自習室にいること

第76条 同室の学生は静かに勉強し、他人の自習に妨げないようにすること

第77条 每日二人で掃除し、最後に室長はドアを閉めること

これ以上詳しい状況は不明である。

#### 5. 伝習所の卒業生

1904年「奏定師範学堂章程」によれば、①師範教育は国家により経営され、私的経営を許さない。②政府は師範生に官費を支給する。③師範卒業生には社会に若干年の服務義務があり、師範卒業生は政府により派遣され任用されると規定されていた。この「章程」に従って、伝習所規則では、「伝習所の卒業生は社会に服務義務がある。そのため、学生に対して毎月5元の食費だけを納めさせ、学費や服装費および書籍費などをすべて免除する」と述べている。すなわち学費免除のかわりに、学生卒業後の職務は国家により決められた。その服務期間は、伝習所の場合が2年間であった。これにより直隸音楽体操伝習所の卒業後は、小・中学校の教員になった。どころが、清末の教員不足の状況はただ小・中学校に限らず、高等教育機関にも同様な問題があった。特に、この時期に高等教育機関の体操科と音楽科の教員養成は初等教育より遅れたため、初等師範教育出身者が高等教育機関の教員になったこともあった。この点については、直隸沙河出身の張秀山

は伝習所を卒業後京師優級師範学堂（のち北京高等師範学校）の音楽体操教員に就任し、1919年に同校の音楽体操教員を兼ねて一年生の学級主任として在任したことから説明できる。また、張は音楽教員と体操教員という両方を担任したことから、直隸音楽体操伝習所では学生に体操教員と音楽教員の資格を同時に持たせるように教育活動を行ったと考えられる。このように音楽と体操を兼任する「音楽体操教員」が清末中国で見られたのである。極めて珍しい例である。

### III. おわりに

以上、直隸音楽体操伝習所を実例として体育教員養成機関の制度の確立および実践を具体的に検討した。この検討を通じて以下のことがわかった。

藤田豊八と羅振玉の二人の教育活動により中国における最初の体育教員養成法令が出された。それは1906年4月に学部より公布された「各省師範学生の定員増広」なかの体操専修科の設置に関する内容である。この通達のもとに、直隸音楽体操伝習所が設置された。この直隸音楽体操伝習所では、厳格的な管理制度のもとに音楽科と体操科教員養成の教育活動が実施された。教員構成とカリキュラムなどから日本式に偏した教育と見られる。専任教員に対する資質の要求が身体や思想及び学業などの面から求められた。また、優秀な教員を養成するため、国家は経費と施設・設備という物質的な面から保障した。このような各方面とも完備した直隸音楽体操伝習所は、小・中学校に限らず、高等教育にも教員を送った。直隸音楽体操伝習で行われた教育活動のレベルの高さが示されている。特にその教育活動により派生した「音楽体操教習」は一つの特色となった。

### 【註】

- 1) 笹島恒輔『中国の体育・スポーツ史』ベースボール・マガジン社、1987年、115頁。吳文忠『中国近百年体育史』台灣商務印館、1967年、276頁。谷世權編著『中国体育史』北京体育大学出版社、1997年、98頁。蘇競存編著『中国近代学校体育史』人民教育出版社、1994年、61-73頁。
- 2) 笹島恒輔『中国の体育・スポーツ史』ベースボール・マガジン社、1987年、115頁。
- 3) 羅振玉「各省に体操伝習所を設置する議」『教育世界』教育世界社、第32期、9頁。羅振玉（1866-1940年）は浙江省の出身で、甲骨文字の研究ですぐれた業績をあげた考証学者として知られる。1901年

- に日本をモデルに教育改革をすすめようとした張之洞と劉坤一により日本に派遣され、教育事情視察のかたわら、教育関係図書や各科教科書、教具類の収集にあった。帰国後日本の教育を中国に紹介し、清末教育改革の方向づけのために活躍した人物である。
- 4) 蔭山雅博「江蘇教育改革と藤田豊八」『国立教育研究所紀要』(第115集), 国立教育研究所, 1988年, 30頁。同論文によれば藤田豊八(1869~1929年)は、四国徳島の出身で、号は劍峰。帝国大学漢文学科を卒業後、早稲田大学などで教鞭をとるかたわら、東亜学院の創立、また『江湖文学』を創刊した。1897年、羅振玉の招きで上海に渡って、羅振玉とともに中国的師範教育の発展に尽力するのである。
- 5) 「各省教育彙誌」『東方雑誌』商務印書館、第五期、99頁。
- 6) 蔭山雅博「清末江蘇省の教育改革と日本人教習」『日本の教育史学』(教育史学会紀要・第31集), 1988年, 86頁参照。
- 7) 「各省に師範学生の定員増広を通達する」多賀秋五郎『近代中国教育史資料・清末篇』日本学術振興会、1972年, 414頁参照。
- 8) 「直隸提学司附設音楽体操伝習所章程」『教育雑誌』

- 直隸学務処、第十八期、77頁。
- 9) 「直隸提学司附設体操音楽伝習所規則」『教育雑誌』直隸学務処、第二期、71-95頁。
- 10) 同前掲「直隸提学司附設音楽体操伝習所章程」、78頁。
- 11) 「直隸音楽体操伝習所調査表」『中国近代学制資料』(第二卷・下) 華東師範大学出版、1992年、554頁。
- 12) 羅振玉「教育計画草案」『学部官報』第二十三期・附録。
- 13) 同前掲「直隸提学司附設音楽体操伝習所章程」、77-78頁。
- 14) 同前掲「直隸提学司附設音楽体操伝習所章程」、80頁。
- 15) 同前掲「直隸提学司附設体操音楽伝習所規則」、84頁。
- 16) 「直隸学務公所附設体操音楽伝習所取定学生身体検査表」『教育雑誌』直隸学務処、第十二期、統計、61-69頁。
- 17) 同前掲「直隸音楽体操伝習所調査表」。
- 18) 同前掲「直隸提学司附設体操音楽伝習所規則」、80-87頁。

(主任指導教官 坂越正樹)